

求職活動等に関するルールについて

令和 8 年 1 0 月 1 日
人事労務担当理事裁定

求職者等が安心して本学で求職活動等を行える環境を確保するため、面談方法・連絡手段等に関するルールを下記のとおり定める。

記

【求職者等とは】

- 求職者（常勤、非常勤を問わず、本学の求人に応募する者）
- 求職者以外の者のうち、本学の採用に資する活動に参加する者（例：インターンシップ、内定者懇談会、採用説明会、OB・OG訪問 等）

【求職活動等とは】

求職者等が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれる。なお、SNS等を介したものやオンライン上で行われるものも含む。

（例）採用面接への参加、就職説明会への参加、本学教職員への訪問、インターンシップへの参加

【面接時間】

採用面接は、原則として8時30分から17時15分までの時間帯に実施し、特段の事情がある場合を除き、早朝・夜間では行わない。

【面談場所】

本学職員が求職者等と面談を行う場合は、原則として学内の会議室等で実施し、学外の飲食店・私的な場所では行わない。密室となる場所での2人きりの面談は避け、できる限り複数の教職員で対応するよう配慮する。

【連絡手段】

求職活動等に関する連絡は、大学のメールアドレスや電話番号を使用し、教職員個人のSNS（LINE、Instagram、X 等）による私的な連絡手段は使用しない。

【禁止される行為例】

- 性的な発言、質問、冗談、からかい
- 人格を否定するような発言
- 私生活（交際関係、性的指向等）に必要以上に立ち入る質問
- 個人的な食事・交際・連絡の執拗な誘い
- 不必要な身体的接触
- 面談や連絡において過度に不快感や不安を与える一切の言動
- 本学への内定と引換えに、他機関への就職活動を取りやめるよう強要すること

以上